

相模川流域治水協議会 議事概要

■日 時： 令和2年8月19日（水） 15:00 ～ 16:00

■場 所： Web会議（京浜河川事務所 第一会議室）

■出席者： 平塚市、茅ヶ崎市、寒川町、神奈川県 暮らし安全防災局災害対策課、県土整備局河川課、国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所、相模川水系広域ダム管理事務所

■議 事

1. 開 会

2. 挨拶 京浜河川事務所長 澁谷 慎一

3. 議 題

1) 流域治水プロジェクトについて（資料－1）

- ・説明内容 「流域治水」への転換／「流域治水」の考え方
流域治水プロジェクトの推進について
相模川水系流域治水プロジェクト素案について
- ・質疑無し

2) 「相模川流域治水協議会（仮称）」について（資料－2）

- ・説明内容 相模川流域治水協議会（仮称）設立趣旨
相模川流域治水協議会（仮称）規約（案）
流域治水協議会での実施事項と進め方について
- ・協議会の設立について承認された。
- ・各構成員から流域治水に対して期待することや意見について発言。

平塚市 市域を越えた対策の推進や情報共有を図ることは、非常に有意義なことにつながると期待。相模川流域全体の治水対策の推進につながると思われることから、将来的には上流市町のオブザーバー参加を検討していただきたい。

茅ヶ崎市 情報共有においても、それぞれの立場や役割に基づいて行うことを共有されるということは、大変大きな意義がある。新たな枠組みの中でより密接な連携を図り、資料（相模川水系流域治水プロジェクト【素案】）では当市に大きな浸水域が示されているが、事前防災の観点からさらに一歩進んだ治水対策に期待していきたい。

寒川町 これまで内水対策について各自治体で対応している状況の中、この協議

会の設置によって、国・県含めた流域全体で治水対策を考えていくことは、心強いし、期待をしているところ。上流、中流区域の自治体の参画というのも考えていただきたい。

神奈川県河川課 今回の協議会は、直轄区間を中心にした協議会ということで、流域治水という概念からすると、県が管理している上流部分に流域を持っている各市町や、山梨県まで広げたかたちで、今後この流域協議会が、流域全体のあらゆる取組を行って、水害を軽減させていくかたちになると良い。神奈川県も河川管理者としてしっかり取り組んでいきたい。

3) 流域対策の共有と検討について (資料-3)

- ・説明内容 流域対策の事例について
- ・質疑無し

4. その他

5. 閉会